

委託契約書

1 委託業務の名称

2 期間 年 月 日から

年 月 日まで 日間

3 委託料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により消費税等額に変動が生じた場合は、契約金額に改正等に伴う相当額を加減して支払う。

頭書業務の委託について、委託者 潮来市長 原 浩道 を甲

とし、受託者 を乙とし、次の各項によ

り委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は別冊「設計図書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 前項の「設計図書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。

この場合において、業務内容、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(期間の延長)

第6条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 乙の責めに帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、延滞金を付して、履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(以下「基準率」という。)で計算した額とする。

3 甲の責めに帰する事由により第11条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には乙は、甲に対して基準率で計算した額で遅延利息の支払を請求することができる。

(前金払)

第9条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の履行期限の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託したときは、その保証記載の保証金額の範囲内において、頭書記載の委託料の額の10分の3以内の額の前払金を請求することができる。

2 前項の前払金の請求は、潮来市建設工事執行規則(平成8年規則第11号)第8条に規定する建設工事請負契約書第61条第1項の表の右欄に掲げる様式第12号によるも

のとし、甲は、当該請求書により請求を受けたときは、速やかに前払金を支払わなければならない。

- 3 業務内容の変更その他の事由により委託料の額を増額した場合においては、乙はその増額後の委託料に第1項に規定する割合で計算した額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 業務内容の変更その他の事由により委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、乙は甲の指定する日までに、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達しこれを返還することが前払金の使用状況から見て著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定める。
- 5 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき前項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ基準率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 6 乙は、委託料の額が変更され、又は履行期間が変更された場合は、直ちに第1項に規定する保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

(検査及び引き渡し)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。

- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。
- 3 支払請求書の様式は、第9条第2項に定める前払金の請求書の例によるものとする。

(債務負担行為等に係る契約の特則)

第12条 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(成果品の帰属)

第13条 引渡しを完了した成果品は、すべて甲の所有とし、甲はその事業に自由に使用することができるものとする。

(違約金)

第14条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を完了することができなくて甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(相殺)

第15条 甲は、乙から取得することができる金銭があるときは、乙に対し支払うべき業務委託料と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑惑が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

年 月 日

甲 茨城県潮来市辻626
潮来市長 原 浩道

乙 (住所)

(職氏名)

備考 この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。